

事務 事業名	コード1	5700	調査賦課事務費	課 所属班	税務課		
	コード2	①	申告事務関連経費(課税班)		課税班		
				電話番号	62-5321	内線	151
政策 体系	基本方針	6	共につくる夢のあるまちづくり	予算 科目 根拠 法令	会計		
	施策	5	健全な財政運営		一般会計		
	施策の展開	1	健全な財政運営		02 2 2		
	基本事業	362	自主財源の確保		地方税法、旭市税条例		

1 現状把握(Do)

(1) 事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☐ 単年度繰返 ☒ 昭和 25 年度～ ☐ 開始年度不詳	○ 賦課期日(1月1日)における納税義務者を把握し、申告が必要となる者へ申告書を送付する。2月中旬から1か月間、本庁に申告会場を設けるとともに、3支所において1週間程度申告会場を設け、住民税及び確定申告の申告相談受付を行う。 ○ 地方税法及び市税条例に基づいて、賦課期日現在、本市に住民登録のある者及び主たる居住地が本市である者で一定の要件を満たす者に対し、住民税を課税し納税通知書を送付する。
☐ 期間限定複数年度 平成 年度～ 平成 年度まで ※全体像を記述⇒	【業務の流れ】 1月:賦課期日における納税義務者等へ申告書を発送、申告準備 2月-3月:申告受付 4月-5月:申告書、給与支払報告書等の賦課資料に基づき課税 5-6月:税額の決定、納税通知書発送 随時:未申告者に対する申告勧奨、税務署への連絡票作成

(2) トータルコスト

① 事業費の内訳(24年度の実績)	単位:千円
1.賃金	4,567 臨時職員賃金
2.需用費	1,977 申告書等の印刷製本他
3.委託料	424 申告資料のデータベンチ委託等
4.使用料及び賃借料	3,354 電子申告支援サービス利用料等
5.その他	1,689 地方税電子化協議会等負担金
使用料賃借料の増:電子申告支援サービスに伴う初期導入費用及びシステム利用料の増による。	
② 延べ業務時間の内訳(24年度の実績)	単位:時間
・申告準備(申告書発送、給与支払報告書の收受等)	2,003時間
・申告事務	2,303時間
・課税事務	8,220時間
・未申告者の申告勧奨	300時間

事業費 費目内訳	1.賃金	千円	2,101	4,022	4,567	5,614
	2.需用費	千円	2,040	2,421	1,977	3,039
	3.委託料	千円	2,420	904	424	1,073
	4.使用料及び賃借料	千円	1,897	886	3,354	3,029
	5.その他	千円	2,022	1,682	1,689	1,465
	事業費計(A)	千円	10,480	9,915	12,011	14,220
人件費	うち一般財源	千円	9,551	8,566	10,005	12,214
	正規職員従事人数	人	7,39	7,08	6,37	5,44
	延べ業務時間	時間	14,896	14,268	12,826	10,955
	人件費計(B)	千円	56,605	54,218	48,739	41,629
トータルコスト(A)+(B)		千円	67,085	64,133	60,750	55,849

(3) 事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段	① 主な活動	⑤ 活動指標名	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
	24年度実績(24年度に行った主な活動) ・申告準備 ・申告事務 ・課税事務(申告書、国税連携、eLTAX) ・未申告者の申告勧奨 25年度計画(25年度に計画している主な活動) ・申告準備 ・未申告者の申告勧奨 ・申告事務 ・課税事務(申告書、国税連携、eLTAX)	ア 課税人数(税額 0円含む)	人	53,017	53,129	53,129	53,269
目的	② 対象(誰、何を対象にしているのか)	イ 国税連携及びeLTAXの受付件数	件	22,000	22,173	33,825	46,957
	住民税の納税義務者	ウ 調定額(現年分)	百万円	2,777	2,730	2,881	2,823
上位目的	③ 意図(対象がどのような状態になるのか)	⑥ 対象指標名	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
	住民税の適正な課税 税負担の公平性の確保	ア 住民税の納税義務者数	人	32,684	32,540	32,613	32,589
	④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか	⑦ 成果指標名(考え方)	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
	健全な財政運営のための自主財源の確保	ア 未申告者数	人	1,789	979	928	890
		イ 課税人数/(課税人数+未申告者数)	%	96.7	98.2	98.3	98.4
		⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
		ア 住民税収納額	百万円	2,644	2,610	2,759	2,695
		イ 住民税収納率(上段:決算 下段:予算) (現年分)	%	95.2 95.3	95.6 95.4	96.0 95.3	95.5

(4) 事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か?どんな経緯で始まったか?	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか?開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか?	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?
・財源確保のため、戦後の税制改革の一環として、昭和25年に制定された地方税法の規定により開始	・国税連携及びeLTAXによる電子申告制度が開始されたため、申告事務は一部軽減された。 ・毎年の様に税制改正があり、システム改修費が増えるだけでなく、一時的な職員の事務負担が増えている。	・税制改正のたびに、市民への周知が必要となり、改正内容が難しいことから、問い合わせや苦情が多く寄せられる。

事務事業名	調査賦課事務費 申告事務関連経費(課税班)	課名	税務課	班名	課税班
-------	--------------------------	----	-----	----	-----

2 評価(Check1)担当者による事後評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 公平・公正に課税することで、納税者の税に対する納得が得られ適切な納税、自主財源の確保に繋がる。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 地方税法及び市税条例に基づいている。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 地方税法及び市税条例に基づいている。
有効性 評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 税の公平性確保のため無申告者を無くすことが必要 現状水準は低いものではないが、引き続き個別訪問等により申告を促す。(近隣市においても同水準)
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとうか？	☒ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 未申告者へ職員による戸別訪問の強化することで、未申告者数を減らすことができる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他(民間・国県を含む)に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☒ 他に手段がある (1) 事務事業名：(所得税課税) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☒ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 国税である所得税と既にeTAXt等(国税連携)などで連携している。
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地 (表面トータルコストの事業費部分) 事業費を削減できないか？(経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 事業費の殆どが経常的経費であり削減は難しい。
	⑧ 人件費の削減余地 (表面トータルコストの人件費部分) やり方の工夫(業務プロセスの改善など)や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☒ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 電子申告システムの普及促進及び臨時職員の有効活用により人件費(時間外)の削減が見込める可能性がある。
公平性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 地方税法に定められており、公平・公正に事務を行っている。

3 評価(Check2)担当課長による評価結果と総括

(1)1次評価者としての評価結果 ① 目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ② 有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③ 効率性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	(2)全体総括(振り返り、反省点) ・限られた期間での事務作業であり、人件費を含め経費の削減余地は多くはないが、作業工程の詳細な把握や、電子申告システムの普及促進、臨時職員や任期付職員の効率的な活用を図り、常にコスト意識をもって事務改善に努める。
--	--

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(Plan)

(1)今後の事業の方向性(複数選択可) ※2～3年後を目処にした方向性 ☒ 目的再設定 ☒ 事業のやり方改善による成果向上 ☐ 事業のやり方改善による事業費削減 ☐ 受益機会の適正化 ☐ 廃止・休止 ☐ 行政関与の見直し ☐ 事業統廃合・連携(関連事業:) ☒ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減 ☐ 費用負担の適正化		<
---	--	---